

## 旭川市廃棄物処分場可燃ごみ搬入マニュアル（案）

## 1 適用

本マニュアルは、旭川市廃棄物処分場（以下「処分場」という。）において、旭川市近文清掃工場（以下、「工場」という。）の事故等に伴い、可燃ごみを搬入する場合に適用する。

## 2 家庭系の可燃ごみ

可燃ごみを仮置きする場合、降雨による水分量の増加で焼却し難くなることや、生ごみの分解過程での温度上昇により火災のリスクが生じることから、原則として搬入から30日以内に工場への搬出が完了できる分を仮置きとし、それ以外は埋立処分とする。

なお、令和4年8月の事例では、4日間分の家庭系の可燃ごみを仮置きし、工場へ搬出するのに16日間（稼働日数12日間）を要している。このことから、搬入から30日以内に工場へ搬出できる仮置き日数は、工場への搬出開始日から逆算して7日間分（土日を含む。）を目安とし、8日目以降は1日目の搬入分から埋立を開始する。

10日間の可燃ごみを搬入した場合



搬入開始から8日目以降は1日目の搬入分から埋立を開始する

## 3 事業系の可燃ごみ

事業系の可燃ごみは袋に入っておらず、飲食店等の生ごみも含まれていることで、仮置きの管理や工場への搬出の際に、悪臭等による作業環境の悪化が懸念されることから、埋立処分とする。

## 4 可燃ごみの搬入量

想定される可燃ごみの搬入量は、工場への搬入量から算出し、家庭系：約1,004m<sup>3</sup>/週、事業系：約760m<sup>3</sup>/週、残渣：約15m<sup>3</sup>/週とする。

なお、埋立処分する場合の埋立量は、覆土を考慮し家庭系：約1,406m<sup>3</sup>/週、事業系：約1,064m<sup>3</sup>/週、残渣：約21m<sup>3</sup>/週とする。

工場への週平均搬入量 (R3実績)		体積換算 (係数1.25) ※1	覆土含む (1.4倍) ※2
家庭系	803 t	1,004 m <sup>3</sup>	1,406 m <sup>3</sup>
事業系	608 t	760 m <sup>3</sup>	1,064 m <sup>3</sup>
残渣	12 t	15 m <sup>3</sup>	21 m <sup>3</sup>
計	1,423 t	1,779 m <sup>3</sup>	2,491 m <sup>3</sup>

※1 ごみピット管理用

※2 ごみ50cm毎に覆土20cm

## 5 埋立容量の余裕

埋立処分する場合は埋立容量の余裕の範囲内とし、それを越えると予測される場合は部内で対策を検討する。

### 埋立容量の余裕 (R4.10末時点)

残余空間の測量による算出

埋立容量	1,840,000 m <sup>3</sup>
残余容量	464,453 m <sup>3</sup>
年間埋立量 <sup>※3</sup>	47,035 m <sup>3</sup>



余裕 <sup>※4</sup>
115,610 m <sup>3</sup>

※3 過去10年の平均

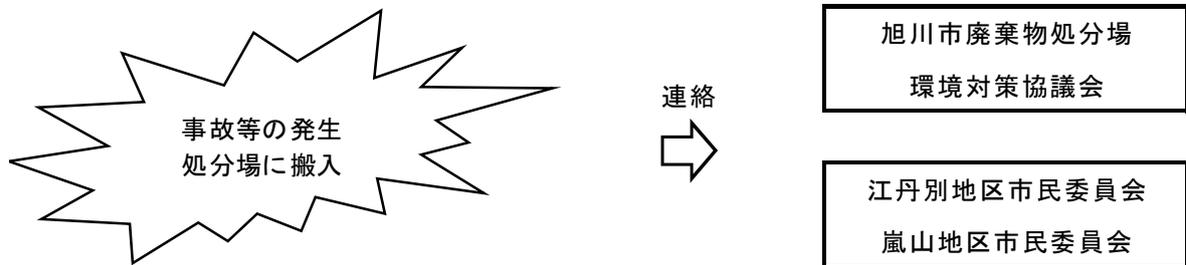
※4 R12.3埋立終了

なお、埋立容量の余裕 115,610m<sup>3</sup>から算出すると、全量の可燃ごみ (2,491m<sup>3</sup>/週) を埋め立てる場合の搬入可能期間は、約 11 ヶ月となる。

## 6 関係者への連絡

事故等の発生後、直ちに処分場への可燃ごみ搬入の必要性を確認する。搬入が必要と判断される場合は、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会会長に連絡し、対策案等について、意見を求める。

また、江丹別地区市民委員会及び嵐山地区市民委員会の両会長へ連絡し、状況を報告する。



7 現場対応

委託業者（搬入管理、埋立、水処理）と協議を行い、次の対応を行う。

仮置きの場合	<b>■搬入管理業務</b>	
	家庭系（計画収集）の搬入受付	
	計量カードの発行について、廃棄物政策課と協議	
	配車や搬入時間等について、クリーンセンターと調整	
	運搬業者に搬入手順（別紙1）及び経路図（別紙2）を配布	
	工場へ搬出する際の運搬車両の受付	
	配車や時間等について、クリーンセンター及び工場と調整	
	運搬業者に可燃ごみ搬出手順（別紙3）及び経路図（別紙2）を配布	
	<b>■埋立業務</b>	
	仮置き場所の確保と整備	
	工場への搬出を想定して、適切な場所を決める	
	大型土嚢・ブルーシート等で仮置き場を整備する	
搬入するごみの管理		
通常の作業とは別に、作業員・誘導員及びバックホウを配置		
作業終了後は即日ブルーシートで覆う		
工場へ搬出する際のパッカー車への積み込み		
シューター（滑り台）の製作		
パッカー車の停車場所に敷鉄板を設置		
通常の作業とは別に、作業員・誘導員及びバックホウを配置		
必要に応じて2～3班体制を検討		
<b>■水処理業務</b>		
浸出水の水質の変化を確認		
必要に応じて薬品量や工程を調整		

搬入状況



保管状況



シューター（滑り台）



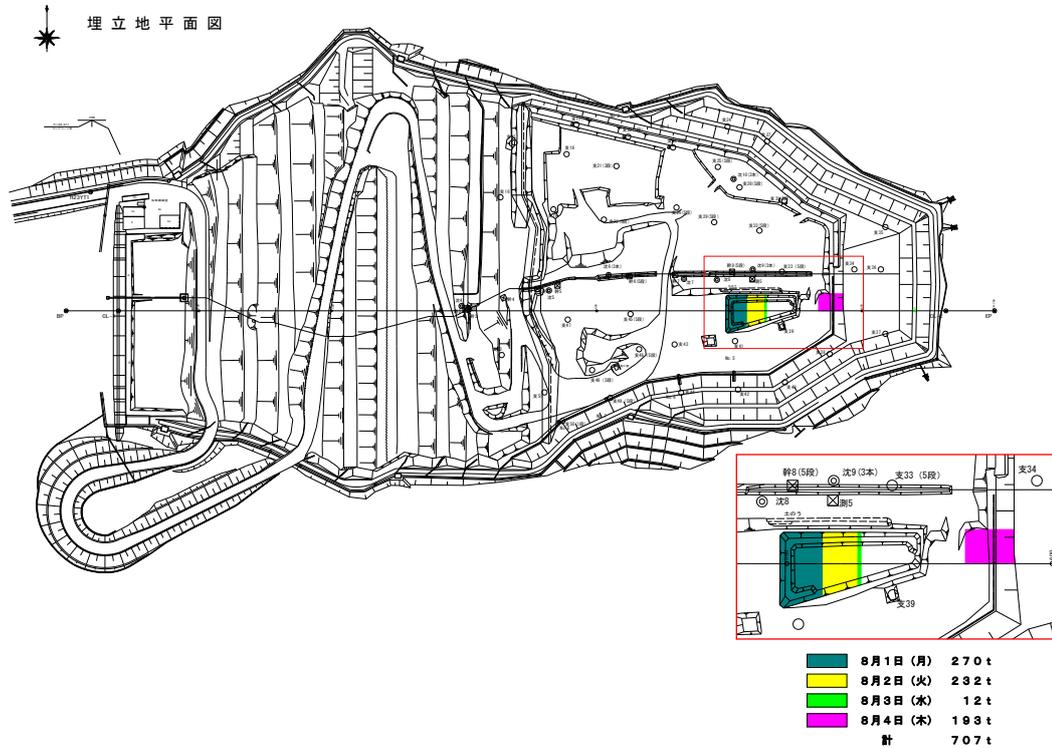
搬出状況



埋立処分の場合	<b>■ 搬入管理業務</b>	
	家庭系（計画収集）の搬入受付	
	計量カードの発行について、廃棄物政策課と協議	
	配車や搬入時間等について、クリーンセンターと調整	
	運搬業者に搬入手順（別紙1）及び経路図（別紙2）を配布	
	事業系の搬入受付	
	計量カードの発行について、廃棄物政策課と協議	
	自己搬入の予約状況等について、工場と調整	
	手数料の取り扱いについて、確認（埋立：156円/10kg、焼却：83円/10kg）	
	現金（自己搬入の手数料）の管理について、委託業者と協議	
運搬業者に搬入手順（別紙1）及び経路図（別紙2）を配布		
<b>■ 埋立業務</b>		
埋立場所の確保		
通常の3～4倍の搬入量を想定して、適切な場所を決める		
堅型排水層の周辺に優先して埋め立てる（別紙4）		
作業体制の確立		
作業員・誘導員及びブルドーザ・バックホウの追加配置		
必要に応じて2～3班体制を検討		
埋立方法の工夫		
重機による敷均し・転圧で袋を破る		
不燃ごみと混合する		
一層の厚さは50cm程度とする		
即日覆土を20cm程度とする		
<b>■ 水処理業務</b>		
浸出水の水質の変化を確認		
必要に応じて薬品量や工程を調整		

## 8 令和4年8月の事例

令和4年7月27日（水）に工場の煙突から錆が飛散したことにより、焼却炉（1炉）を緊急停止し、8月1日（月）から8月4日（木）までの4日間、処分場に家庭系の可燃ごみを搬入して仮置きした。その後、8月8日（月）に焼却炉が再稼働したことから、8月10日（水）から8月25日（木）までの16日間（稼働日数12日間）で、仮置きした可燃ごみを工場へ搬出した。



搬入・搬出の日程

令和4年8月 (単位：t)

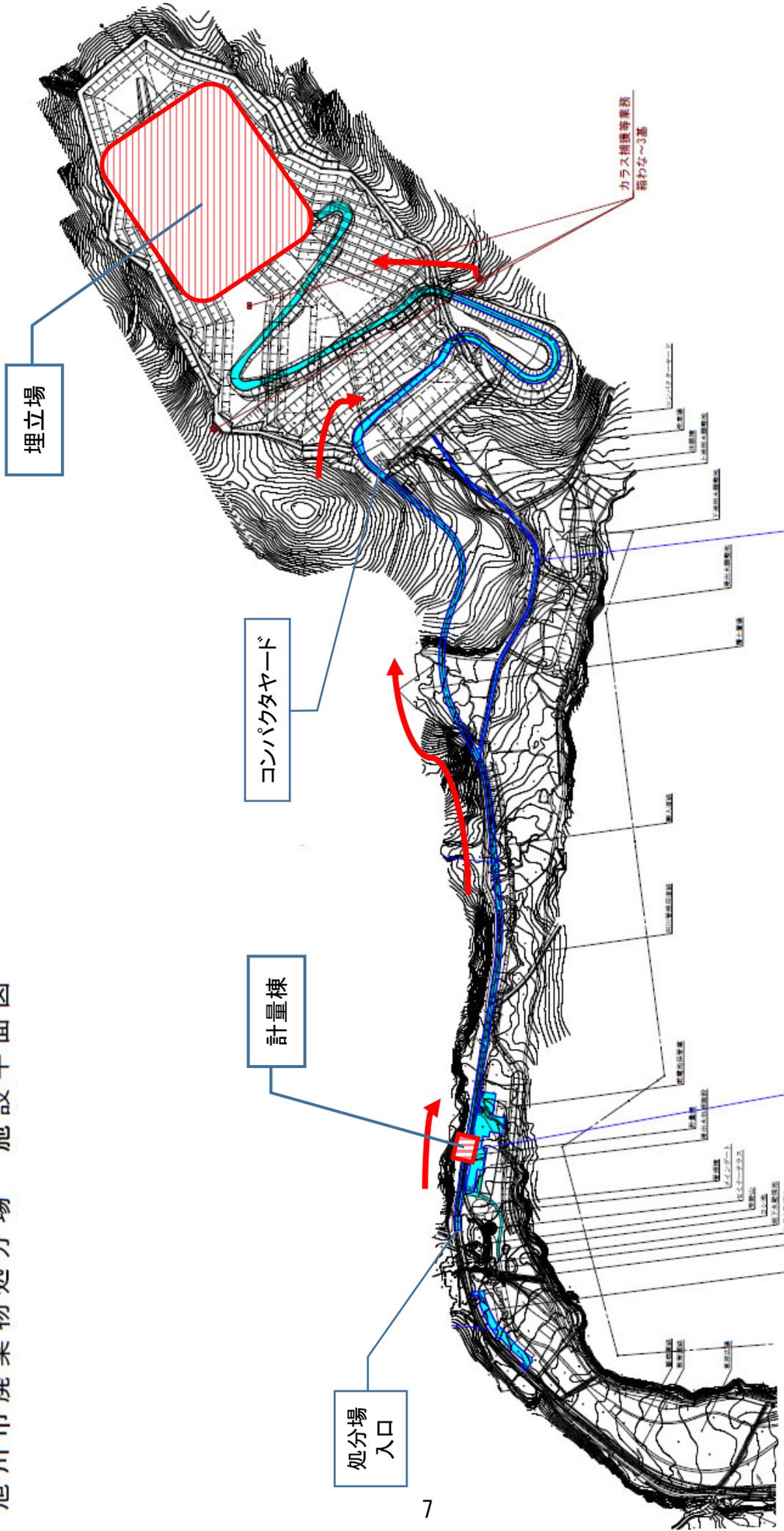
日	月	火	水	木	金	土
1	1	2	3	4	5	6
	搬入				テスト搬出	
	270.40	231.88	11.68	193.20	1.13	
7	8	9	10	11	12	13
	テスト搬出	搬出				
	3.74		61.30	62.02	79.09	
14	15	16	17	18	19	20
	搬出					
	44.22	61.93	68.95	103.64	102.99	
21	22	23	24	25	26	27
	搬出					
	89.86	71.27	26.91	8.25		
28	29	30	31			
搬入計	707.16 t		搬出計		785.30 t	

旭川市廃棄物処分場 搬入手順

- 1 処分場場内に入場したら、正面にある建物（計量棟）までゆっくりと前進する。  
※ 処分場入口から計量棟までの間は分別ボックスが並ぶ区画となっており、一般市民が利用中であることも多いため、周囲には十分に注意すること。
- 2 計量棟の往路（山側／進行方向左側）ゲートに入り、メモリーカード（処分場用）を受信器にかざし、車両重量を計量する。
- 3 計量を終わったら、計量棟を出て正面の搬入路を登る。途中で右側に粗大ごみ等を降ろす場所（コンパクトヤード）が見えるが、その脇を通過し更に搬入路を登っていく。
- 4 搬入路を登り切り埋立場に辿り着いたら、現場の誘導員に可燃ごみ積載車であることを伝え、埋立場の中を誘導員の指示に従って進む。  
※ 埋立場内のごみを投棄する場所は、時期によって指定位置が変わることが想定されるため、搬入当日の誘導員の指示に従うこと。
- 5 指示された場所でごみを降ろした後は、再び搬入路に戻り、元来た道を下っていく。
- 6 計量棟に辿り着いたら、復路（水処理棟側／進行方向左側）ゲートに入り、再びメモリーカードを受信器にかざし、重量計測した後、計量票（レシート）を受け取る。

以上です。

旭川市廃棄物処分場 施設平面図



## 旭川市廃棄物処分場 可燃ごみ搬出手順

廃棄物処分場へ来場した車両が空の場合か、処分場へ不燃ごみの運搬中かで手順が異なります。

**(空の車両で来た場合)**

- 1 処分場場内に入場したら、正面にある建物（計量棟）までゆっくりと前進し、往路（山側／進行方向左側）ゲートに入る。

※ 以降は（共通事項）へ

**(不燃ごみ運搬中の車両の場合)**

- 1 通常どおり往路ゲートで計量し、埋立場で不燃ごみを降ろし、復路ゲートで計量を終えたら（ここまでが通常の不燃ごみ搬入時の作業）いったん計量棟から出てUターンし、再び計量棟の往路ゲートに入る。

※ 以降は（共通事項）へ

**(共通事項)**

- 2 窓口で「可燃ごみの搬出用車両」である旨を伝えると、窓口から「可燃ごみ」と書かれた掲示物（黄色いA4の紙）を渡されるので、掲示物をフロントガラスの外から見えやすい所に掲示する。

※ 処分場内では計量はしません。（計量は清掃工場で行います）

※ 2回目以降で掲示物が既に手元にある場合は、窓口で掲示物は不要である旨をお伝えください。

- 3 計量棟を出て正面の搬入路を登る。途中で右側に粗大ごみ等を降ろす場所（コンパクトヤード）が見えるが、その脇を通過し更に搬入路を登っていく。

- 4 搬入路を登り切り埋立場に辿り着いたら、埋立場の中を誘導員の指示に従って進む。

※ 可燃ごみの積込場所は、埋立場に着いて正面方向（右奥側）に進んだところになります。

- 5 指示された場所で車両を止め、車両にシューターを設置し、可燃ごみを流し入れる。積載が完了したら、再び搬入路に戻り、元来た道を下っていく。

- 6 計量棟が見えたら、ゲートには入らずに計量棟の左側をすり抜けてそのまま処分場を出発し、近文清掃工場へ向かう。

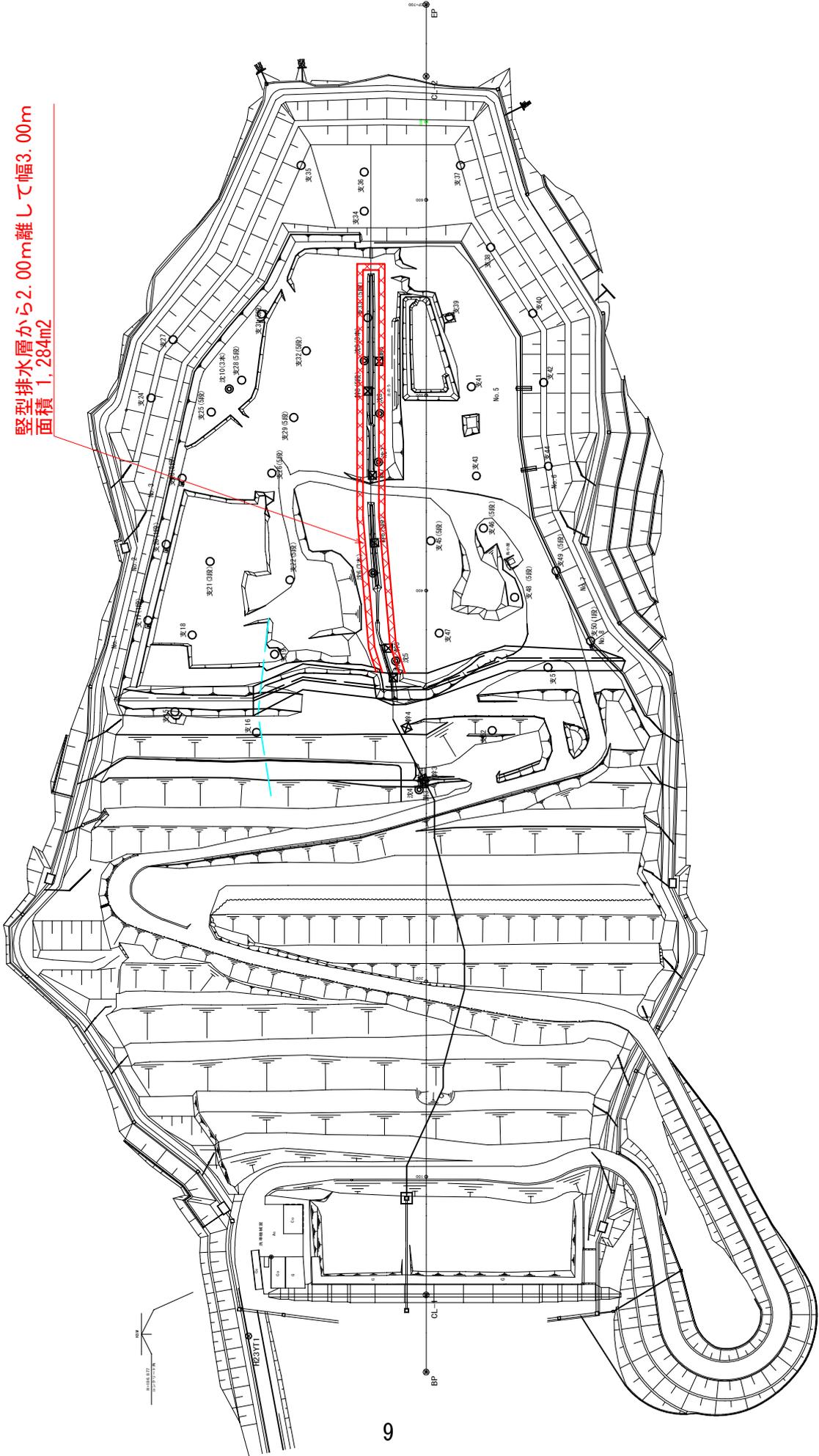
以上です。（施設内ルートは別紙平面図をご参照ください）

緊急時連絡先：59-4646  
（旭川市廃棄物処分場）

令和4年度埋立計画図



壁型排水層から2.00m離して幅3.00m  
面積 1,284m<sup>2</sup>



旭川市廃棄物処分場可燃ごみ搬入マニュアルにおける  
「5 埋立許可容量の余裕」の残余容量について

- ① 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

第1条第2項第19号

残余の埋立容量について一年に一回以上計測し、かつ、記録すること。

- ② 旭川市廃棄物処分場の残余容量（埋立量の積み上げによる算出）

埋立容量：1,840,000m<sup>3</sup>

単位：m<sup>3</sup>

	H15.7~	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
年間埋立量	137,165	189,862	187,320	134,356	95,069	49,673	57,747	54,722	49,479	50,026
残余容量	1,702,835	1,512,973	1,325,653	1,191,297	1,096,228	1,046,555	988,808	934,086	884,607	834,581

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	~R4.10
年間埋立量	50,040	47,340	44,804	42,187	44,340	46,526	48,965	47,646	48,476	28,593
残余容量	784,541	737,201	692,397	650,210	605,870	559,344	510,379	462,733	414,257	<b>385,664</b>

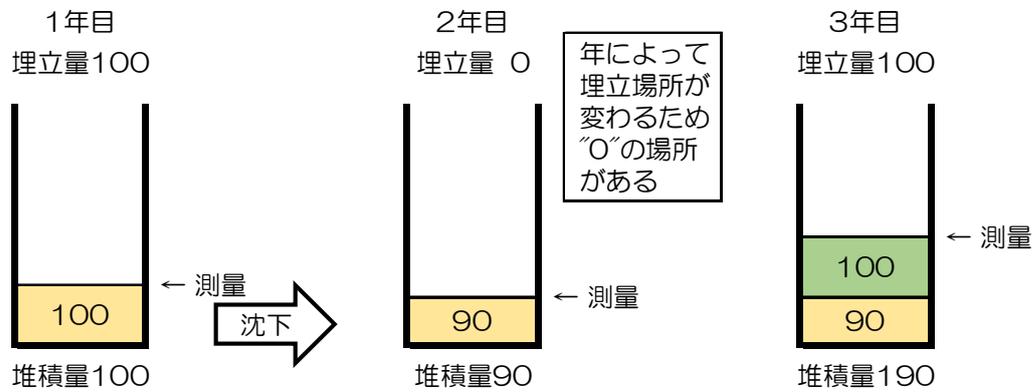
- ③ ホームページの公表

残余埋立容量測定記録（年1回実施）

測定年月日	令和4年10月31日
埋立容量 (m <sup>3</sup> )	1,840,000m <sup>3</sup>
埋立済容量 (m <sup>3</sup> )	1,454,336m <sup>3</sup>
残余容量 (m <sup>3</sup> )	<b>385,664m<sup>3</sup></b>

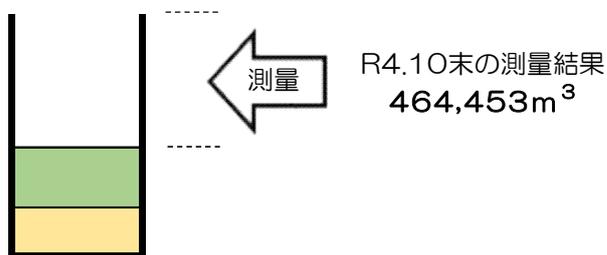
④ 実際の残余容量との齟齬（沈下分が反映されていない）

埋立容量1000の場合



【埋立量の積上】 埋立量合計：200 ⇨ 残余容量：800  
 【 実 際 】 堆 積 量：190 ⇨ 残余容量：810

⑤ 実際の残余容量（残余空間の測量による算出）



⑥ 「5 埋立容量の余裕」の残余容量

実際の残余容量である、464,453m<sup>3</sup>とする。